

第143回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

場所

京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク
西地区4号館2階 ルーム1



—— 未来を預かる、未来を運ぶ ——

株式会社 **中央倉庫**

(証券コード 9319)

株主の皆様へ

本株主総会につきましては、株主総会当日のご出席のほか、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

従前紙媒体でお送りしていた事業報告等の株主総会資料は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、インターネット上の当社ウェブサイト等で提供することになりました。

なお、基準日（2023年3月31日）までに書面交付請求をいただいた株主様には、法令および当社定款の規定に基づき省略された情報を除く株主総会資料が紙媒体で提供されます。

議案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

(証券コード 9319)
(発信日) 2023年6月2日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月30日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地
株式会社 中央倉庫
代表取締役社長執行役員 木村正和

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第143回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.chuosoko.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下の株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてご確認ください場合は、当該ウェブサイトへアクセスして、銘柄名「中央倉庫」または証券コード「9319」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9319/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区中堂寺栗田町93
京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1
※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第143期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第143期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他議決権行使に関する事項

株主総会当日の代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表」ならびに「計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト等の電子提供措置をとったウェブサイト全てに、修正した旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
 - ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、会場受付前にて、検温および手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。発熱症状のある方は、ご入場をお断りする場合がございます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会后に「経営説明会」の開催を予定しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

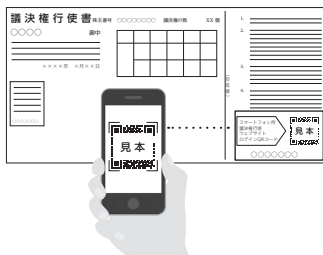
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

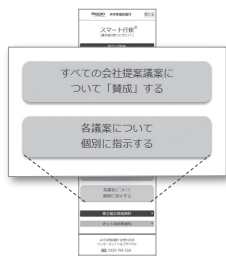
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

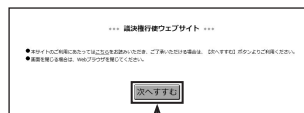
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

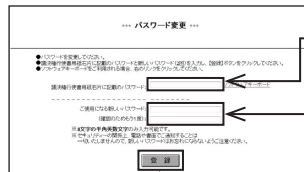
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質を強化しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。この方針のもと、配当につきましては当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（連結ベース）を下限の目処とした安定配当に加え、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度である2024年度では配当性向40%を上回ることを目指します。このような配当方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき16円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として12円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき28円となり、前期実績に比べ4円の増配となります。また、当期の配当性向は31.1%（連結ベース）となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額303,733,872円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役 湯浅康平、木村正和、谷奥秀実、田口忠夫、安達義二郎、吉松裕子の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

・取締役候補者の選任にあたっての方針と手続

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性やスキル等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。なお、社外役員候補者の選任については、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを選任基準としております。

取締役候補者の選任は、代表取締役が選任案を指名・報酬・ガバナンス委員会に提議し審議され、その結果を尊重して代表取締役が取締役に提議し、取締役会において審議され決定されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1	木村正和 <small>きむらまさかず</small> (1957年2月3日生) 【再任】	1980年4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入社 2006年9月 同社信濃橋支社長 2010年5月 当社入社 2010年6月 当社取締役 2011年6月 当社取締役営業統括本部副本部長 2013年6月 当社常務取締役営業統括本部長 2017年6月 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員（現在）	所有する当社の株式の数 26,018株 取締役会への出席状況 16/16回 在任年数 13年
【取締役候補者とした理由】 取締役社長執行役員として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
2	谷奥秀実 <small>たにおくひでみ</small> (1961年3月24日生) 【再任】	1983年4月 当社入社 2014年4月 当社営業統括本部営業企画部長 2014年11月 当社経営企画室長 2015年4月 当社国際貨物第2部長 2015年6月 当社取締役 2016年4月 当社取締役営業統括本部副本部長兼京都支店長 2017年6月 当社常務取締役営業統括本部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社取締役常務執行役員企画管理本部長 2022年6月 当社代表取締役専務執行役員企画管理本部長（現在） 【重要な兼職の状況】 中央倉庫ワークス株式会社 代表取締役社長	所有する当社の株式の数 14,218株 取締役会への出席状況 16/16回 在任年数 8年
【取締役候補者とした理由】 取締役専務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、企画管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き企画管理本部長として中期経営計画の推進や管理部門の強化および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
3	田口忠夫 (1958年2月7日生) 【再任】	1980年 4月 当社入社 2007年 7月 当社東京支店長 2013年 2月 当社滋賀支店長 2017年 4月 当社営業統括本部営業部長 2017年 6月 当社取締役 2020年 6月 当社上席執行役員営業統括本部営業部長 2021年 4月 当社常務執行役員営業統括本部長 2021年 6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長（現在） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社テスパック 代表取締役社長	所有する当社の株式の数 12,113 株 取締役会への出席状況 15 / 16 回 在任年数 5 年
<p>【取締役候補者とした理由】 取締役常務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き営業統括本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
4	吉田宏二 (1970年5月20日生) 【新任】	1993年 4月 当社入社 2012年 4月 当社総務課長 2014年 8月 当社経理課長 2018年 7月 当社管理部長 2020年 4月 当社執行役員総務部長兼経営企画室長 2023年 4月 当社上席執行役員企画管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長（現在）	所有する当社の株式の数 1,655株 取締役会への出席状況 - / - 回 在任年数 0 年
<p>【取締役候補者とした理由】 上席執行役員企画管理本部副本部長として、企画管理部門における豊富な経験と実績に基づき、中期経営計画の立案・推進や企画管理部門の強化に向けた役割を期待し取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
5	あだち よしじろう 安達 義二郎 (1958年2月25日生) 【再任】 【社外】 【独立】	1981年4月 安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社 2002年4月 みずほアセット信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店専任部長 2003年3月 みずほ信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店上席部長代理 2004年4月 同社大阪支店副支店長兼大阪支店法人営業部長 2005年7月 同社事務統括副部長 2006年6月 同社事務統括部長 2008年4月 同社執行役員業務統括部長 2009年4月 同社執行役員法人業務部長 2010年4月 同社常務執行役員 2012年4月 みずほ信不動産販売株式会社（現みずほ不動産販売株式会社）取締役副社長 2014年4月 平成ビルディング株式会社取締役社長 2021年6月 当社社外取締役（現在）	所有する当社の株式の数 500株 取締役会への出席状況 16/16回 在任年数 2年
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を有しておられ、これらの経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただくことを期待し社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
6	よしまつ ゆうこ 吉松 裕子 (1972年5月10日生) 【再任】 【社外】 【独立】	2008年12月 弁護士登録 2008年12月 えびす法律事務所入所 2011年4月 京都成蹊法律事務所入所（現在） 2015年6月 当社社外監査役 2022年6月 当社社外取締役（現在）	所有する当社の株式の数 3,900株 取締役会への出席状況 16/16回 在任年数 8年
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 企業法務の専門家として、また、当社の社外監査役としての経験を活かしつつ、高い見識と多様性の観点から、当社の経営に適切な助言をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありません。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者吉田宏二氏は新任の候補者であります。
3. 安達義二郎氏および吉松裕子氏は社外取締役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 吉松裕子氏の表中の在任年数は社外監査役としての在任期間（7年）を含んでおります。社外取締役としての在任年数は本株主総会終結のときをもって1年であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- ・当社は安達義二郎氏および吉松裕子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考

・独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ④当社の大株主またはその業務執行者
 - ⑤最近3年間において①から④のいずれかに該当していた者
- ⑥次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
- a. ①から⑤までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
 - c. 最近3年間において、bまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の2%以上となる者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
4. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

<ご参考>

第2号議案が原案どおり可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。当社の経営戦略に照らし、取締役・監査役が備える専門性・経験は次のとおりであります。

	属性	企業経営・ サステナビリティ	経営戦略・ 事業戦略・ デジタル戦略	営業戦略・ 業界知見・ 海外ビジネス	財務会計・ 人事	ガバナンス・ コンプライアンス・ リスクマネジメント
木村 正和		○	○	○		○
谷奥 秀実			○	○	○	○
田口 忠夫			○	○		
吉田 宏二			○			
安達 義二郎	【社外】 【独立】	○			○	○
吉松 裕子	【社外】 【独立】 【女性】					○
(以下4名は監査役であります)						
中村 秀磨					○	○
岡 一之						○
藤本 真人	【社外】 【独立】				○	○
人見 浩司	【社外】 【独立】	○				○

(注) 【社外】は社外役員、【独立】は東京証券取引所届出独立役員であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	
佐藤 一成 (1961年10月1日生)	1985年4月 安田倉庫株式会社入社 2007年7月 同社営業開発部長 2011年6月 同社芝浦営業所長 2012年6月 同社取締役 2015年6月 同社常務取締役 2020年6月 同社取締役常務執行役員 2022年6月 株式会社安田エステートサービス代表取締役社長(現在)	所有する当社の株式の数 0株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 経歴を通じて培った経験と実績および見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤一成氏は、補欠の社外監査役候補者であり、また東京証券取引所が定める独立役員としての要件を備えております。同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 佐藤一成氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。佐藤一成氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

営業収益	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純利益
25,869百万円	2,108百万円	2,434百万円	1,708百万円
前期比 8.1%増 ▲	前期比 13.0%増 ▲	前期比 17.0%増 ▲	前期比 26.3%増 ▲

当社の重視する経営指標について

営業利益率

8.2%

前期比 0.4pt増 ▲

ROIC
(投下資本利益率)

4.9%

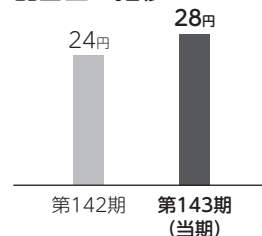
前期比 0.5pt増 ▲

※ROIC= (営業利益+受取利息・配当) ÷ (純資産+有利子負債)

配当について

当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき16円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき28円となり、前期実績に比べ4円の増配となります。

配当金の推移



第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の業績目標を達成するため、全社一丸となって収益拡大を図り、企業価値向上に努めてまいります。第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」につきましては、当社ウェブサイト <https://www.chuosoko.co.jp/ir/management/midplan/> をご覧ください。

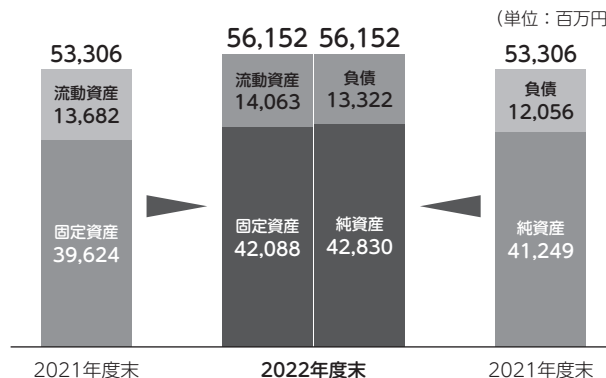
(ご参考)

連結計算書類等サマリー

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

<資産>

総資産は、主に流動資産の現金及び預金、固定資産の土地、建設仮勘定がそれぞれ増加したことにより、前期比2,845百万円増の56,152百万円となりました。



<負債>

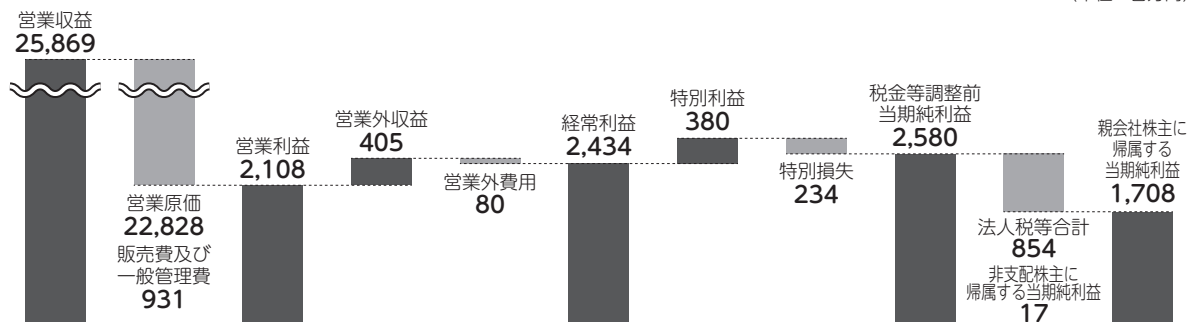
主に流動負債に含まれる未払消費税等、固定負債の長期借入金がそれぞれ増加したことにより、前期比1,265百万円増の13,322百万円となりました。

<純資産>

主に利益剰余金、その他有価証券評価差額金がそれぞれ増加したことにより、前期比1,580百万円増の42,830百万円となりました。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)



事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ情勢等を起因とするエネルギーや原材料価格の高騰による影響が続いており、加えて、世界的な金融の引き締めによって景気回復にブレーキがかかるなど、先行き不透明な状況となりました。

わが国経済は、円安による食料品や光熱費等をはじめとする消費者物価の上昇や巣ごもり需要の終息によって、国内消費が下降傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の社会的制約が徐々に解除に向かったことで経済活動が落ち着きを取り戻し、緩やかな持ち直しの動きとなりました。

物流業界におきましては、期前半においては、全体として緩やかな景気回復による国内の生産活動等の持ち直しの影響から取扱貨物量は回復傾向にあったものの、期後半においては、電子部品供給不足などに起因する生産調整等による物流量の減少、エネルギー価格の上昇や燃料価格等の継続的なコスト増加、労働力不足の再燃など、依然として厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の開始年度として、自ら能動的に行動する「自身にTRY!」、挑戦する風土を創って、分かち合う「組織でTRY!」、社会に応える・つなげる「社会へTRY!」の3つのTRY! に取り組み、施策展開を行ってまいりました。

具体的には、2022年3月に不動産賃貸事業として本社隣地で宿泊施設を開業するとともに、2022年10月に本格稼働した豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の物流取扱いの拡大を図っております。また、2023年6月竣工を目指して滋賀県大津市において新たな物流拠点の建設に着手、2023年1月には当社の強みである梱包部門をより一層強化するため、梱包から通関手続きの代行まで一貫して行う株式会社テスパックの子会社化を行っており、今後、更なる業容の拡大に努めてまいります。

併せて汎用業務の集約を目的とした、事務センターの拡充と拠点集約、現場作業のデジタル化にも着手し、業務の効率化、業務品質のさらなる向上に取組むと共に、継続的に働きやすい職場創りを推進しております。さらに、環境に配慮したグリーン経営の推進に取組むとともに、サステナビリティ基本方針に基づき、持続的な成長と企業価値向上を目指し、サステナビリティを巡る課題に具体的に取組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は25,869百万円（前期比8.1%増）、営業利益は2,108百万円（前期比13.0%増）、経常利益は2,434百万円（前期比17.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,708百万円（前期比26.3%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 国内物流事業

倉庫業におきましては、既存取引先への営業拡大等により自社倉庫及び再委託先も含めた入出庫高は前期に比し増加しました。加えて、中長期的な料金交渉や料金の適正化に取組んだ結果、倉庫業の営業収益は7,278百万円と前期に比し10.3%の増加となりました。

運送業におきましては、国内の輸送貨物及び保管貨物の荷動きの回復に加え、豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の本格稼働や、積極的な営業展開により、取扱数量は増加し、通期で2,127千トンと前期に比し4.6%の増加となり、運送業の営業収益は13,499百万円と前期に比し3.4%の増加となりました。

これらの結果、国内物流事業の営業収益は20,777百万円と前期に比し5.7%の増加となりました。

(イ) 自社倉庫における入出庫および保管残高

区分		前 期 (2021年4月1日～2022年3月31日)		当 期 (2022年4月1日～2023年3月31日)	
		数 量	金 額	数 量	金 額
入 庫 高 (月 平 均)		1,213千トン (101)	376,740百万円 (31,395)	1,174千トン (97)	366,710百万円 (30,559)
出 庫 高 (月 平 均)		1,208千トン (100)	375,271百万円 (31,272)	1,167千トン (97)	362,610百万円 (30,217)
保管残高	期 末	230千トン	84,535百万円	237千トン	88,635百万円
	月末平均	226千トン	83,526百万円	235千トン	87,884百万円

(ご参考) 自社倉庫および再委託先を含めた入出庫および保管残高

区分		前 期 (2021年4月1日～2022年3月31日)		当 期 (2022年4月1日～2023年3月31日)	
		数 量	金 額	数 量	金 額
入 庫 高 (月 平 均)		1,489千トン (124)	427,941百万円 (35,661)	1,517千トン (126)	433,309百万円 (36,109)
出 庫 高 (月 平 均)		1,481千トン (123)	425,624百万円 (35,468)	1,484千トン (123)	423,428百万円 (35,285)
保管残高	期 末	280千トン	93,986百万円	313千トン	103,866百万円
	月末平均	272千トン	91,863百万円	304千トン	100,722百万円

(注) 再委託とは、受寄物を自社倉庫以外の他の倉庫業者で保管し荷役させることをいいます。

(ロ) 貨物回転率 (月平均)

区分	期間	前 期 (2021年4月1日~2022年3月31日)	当 期 (2022年4月1日~2023年3月31日)
数 量		44.5% (45.3%)	41.5% (41.1%)
金 額		37.5% (38.7%)	34.6% (35.4%)

(注) () 内は再寄託先を含む数値であります。

(ハ) 倉庫業所管面積

区 分	前 期 末 (2022年3月31日現在)	当 期 末 (2023年3月31日現在)	前 期 比 増 減
所 管 面 積	262,990㎡ (79,554坪)	262,990㎡ (79,554坪)	— (—)

(注) 所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

区 分	前 期 末 (2022年3月31日現在)	当 期 末 (2023年3月31日現在)	前 期 比 増 減
貸 庫 面 積	26,478㎡ (8,010坪)	26,478㎡ (8,010坪)	— (—)

(注) 貸庫面積は物流賃貸面積であります。

(ニ) 運送取扱数量

区 分	前 期 (2021年4月1日~2022年3月31日)	当 期 (2022年4月1日~2023年3月31日)
取 扱 数 量 (月 平 均)	2,034,328トン (169,527)	2,127,123トン (177,260)

② 国際貨物事業

通関業におきましては、輸入の取扱数量は、国際物流の荷動き悪化の影響を受けながらも、新規受注獲得等により、前期に比し増加しました。一方、輸出の取扱数量は、取引先企業の海外事業不振の影響から、前期に比し減少しました。これらの結果、輸出入全体では、672千トンと前期に比し8.2%の増加となりました。また、梱包業の取扱数量については、海外市況の回復等の影響から、114千㎡と前期に比し16.7%の増加となりました。

以上の結果、国際貨物事業の営業収益は4,734百万円と前期に比し12.2%の増加となりました。

(イ) 通関業取扱数量

区 分	前 期 (2021年4月1日～2022年3月31日)	当 期 (2022年4月1日～2023年3月31日)
輸 入 取 扱 数 量 (月 平 均)	555,642トン (46,304)	607,219トン (50,602)
輸 出 取 扱 数 量 (月 平 均)	66,354トン (5,530)	65,575トン (5,465)
輸 出 入 取 扱 数 量 合 計 (月 平 均)	621,996トン (51,833)	672,794トン (56,066)

(ロ) 梱包業取扱数量

区 分	前 期 (2021年4月1日～2022年3月31日)	当 期 (2022年4月1日～2023年3月31日)
取 扱 数 量 (月 平 均)	98,145㎡ (8,179)	114,573㎡ (9,548)

③ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、2022年3月より京都梅小路地区宿泊施設の賃貸を開始したことなどに伴い、当連結会計年度から新しい報告セグメントとして区分しております。不動産賃貸事業の営業収益は357百万円となりました。

なお、物流用途不動産の賃貸につきましては、従来通り国内物流事業セグメントに区分しております。

企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

(単位 金額：百万円、比率：%)

区分	前 期 (2021年4月1日～2022年3月31日)			当 期 (2022年4月1日～2023年3月31日)		
	金 額	構 成 比	前 期 比 額 増 減	金 額	構 成 比	前 期 比 額 増 減
国内物流事業	19,654	82.1	754	20,777	80.3	1,123
(内訳) 倉庫業	6,601		129	7,278		677
運送業	13,052		625	13,499		446
国際貨物事業	4,217	17.6	△2,784	4,734	18.3	516
不動産賃貸事業	59	0.3	33	357	1.4	297
計	23,931	100.0	△1,996	25,869	100.0	1,937

(注) 当連結会計年度より、事業の種類別セグメントの区分を変更しております。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,582百万円で、必要資金は自己資金および長期借入金により賄いました。その主なものは、次のとおりであります。

①当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

- ・当社 大津営業所新築工事 (国内物流事業)
倉庫設備の新設

(3) 対処すべき課題

第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」では、引き続き、全社一丸となって収益拡大を図り、企業価値向上に努めてまいります。当社の強みをさらに特化させ、顧客に密着した営業展開を推し進めるとともに、資本政策・資本効率に関する議論を醸成してまいります。

当社が考える対処すべき課題は以下のとおりであります。

◆東証プライム市場の上場維持基準適合について

当社は2022年4月4日のプライム市場移行当初、プライム市場上場維持基準である「1日平均売買代金0.2億円以上」の基準を充たしておりませんでした。2022年12月末日時点におきまして、同基準を充足しております。当社はプライム市場を選択したことが、前向きな判断や様々な施策のレベルアップにつながり、当社の企業価値を高めることができると考えております。引き続き、当社株式の流動性向上施策の取組みや投資家向け説明会（IR）を継続的にこなしてまいります。

◆資本の効率的な経営について

企業価値向上にあたって、当社の資本コストおよび投資者の期待リターンを的確に把握したうえで、資本効率を意識した経営をおこなってまいります。

◆サステナビリティ経営について

カーボンニュートラルに向けて、積極的に地球環境保護に貢献する企業として、温室効果ガスの排出削減の目標値を定めて取り組んでまいります。

◆人的資本の活用について

当社が掲げる様々な経営戦略を実践するために、高度なスキルを保有する多様な人材の確保・育成に注力してまいります。また、働きやすい職場環境を整え、個人・組織のエンゲージメントを高める取組みを実施してまいります。

◆中期経営計画達成に向けた成長戦略について

第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の業績目標を達成するため、大津営業所を確りと軌道に乗せ、豊通ペットリサイクルシステムズ株式会社の本格稼働に伴う関連業務の拡大を図り、国際貨物部門の一層の強みの発揮や、不動産賃貸事業の展開など、具体的施策を実行に移してまいります。

《ご参考》

＜ コーポレートガバナンス ＞

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、倉庫業を核として経済活動に不可欠な公共性の高い総合物流事業を営んでおります。その事業の性格から中長期的な観点により、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に努めております。

また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを適切に実践し、当社、投資家ひいては経済全体の発展にも貢献することを目指しております。そのためのコーポレートガバナンスに関する当社の基本方針は、次に掲げるとおりです。

- ①株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ②当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③当社の財務情報や非財務情報について、適時・適切に主体的に開示を行い、透明性を確保します。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図ります。
- ⑤当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行います。

2. 社外役員の役割と機能

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、また、高度な経営の監督を図るべく、役割・責任を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上かつ3分の1以上選任しております。また、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、その委員長には社外取締役が互選で就任し、定期的な会合をおこない客観的な立場にもとづく情報交換・認識共有を図り、当社コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

同委員会においては、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針、経営陣幹部の選解任および取締役の選任ならびに報酬を決定するに当たっての方針と手続等を始め、株式会社東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに規定される各原則に係る基本的な方針等の審議およびそれらの運営状況の監督の役割と機能を担っております。また、社外役員が夫々の高度専門的分野における見地から経営の意思決定の適正性の確保のため適切な助言をおこなっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分 \ 期別	2019年度 第 140 期	2020年度 第 141 期	2021年度 第 142 期	2022年度 (当連結会計年度) 第 143 期
営業収益	26,475	25,927	23,931	25,869
経常利益	1,793	1,921	2,080	2,434
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,210	1,307	1,352	1,708
1株当たり当期純利益	63円66銭	68円90銭	71円28銭	90円00銭
総資産	48,290	50,906	53,306	56,152
純資産	38,659	40,617	41,249	42,830

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
中倉陸運株式会社	30,000千円	86.0%	貨物自動車運送業
中央倉庫ワークス株式会社	20,000千円	100.0%	倉庫等における荷役等の請負業
株式会社テスパック	10,000千円	100.0%	梱包、梱包資材製造販売、通関手続代行

(注) 当社は、2023年1月19日開催の取締役会において、株式会社テスパックの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年1月26日付で全株式を取得いたしました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の3社であります。

当期の当社グループの営業収益は25,869,462千円(前期比8.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,708,059千円(前期比26.3%増)であります。

(6) 主要な事業内容

国内物流事業：倉庫業・貨物利用運送業・貨物自動車運送業

国際貨物事業：梱包業・通関業

不動産賃貸事業：不動産賃貸業

(7) 主要な営業所

① 当社

本社

京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

京都支店 (京都市下京区)

大阪支店 (大阪府茨木市)

名古屋支店 (愛知県小牧市)

岡山支店 (岡山県倉敷市)

滋賀支店 (滋賀県栗東市)

東京支店 (埼玉県加須市)

北陸支店 (石川県金沢市)

営業所

梅小路営業所 (京都市下京区)

京都PDセンター (京都府久世郡)

保険課 (京都市下京区)

湖東PDセンター (滋賀県蒲生郡)

大阪国際貨物営業所 (大阪市中央区)

埼玉営業所 (埼玉県加須市)

東京営業所 (東京都江東区)

ビジネスサポート東京店 (東京都江東区)

愛岐営業所 (愛知県江南市)

ビジネスサポート浜松出張所 (静岡県浜松市)

小松営業所 (石川県小松市)

福井営業所 (福井県福井市)

城南営業所 (京都市伏見区)

ビジネスサポート京都店 (京都市中京区)

滋賀PDセンター (滋賀県栗東市)

大阪営業所 (大阪府茨木市)

ビジネスサポート大阪店 (大阪府茨木市)

茨城営業所 (茨城県猿島郡)

東京国際貨物営業所 (東京都江東区)

小牧営業所 (愛知県小牧市)

浜松営業所 (静岡県浜松市)

金沢営業所 (石川県金沢市)

富山営業所 (富山県射水市)

倉敷営業所 (岡山県倉敷市)

国際梱包事業部

京都PD国際梱包課 (京都府久世郡)

滋賀PD梱包事業所 (滋賀県栗東市)

② 子会社

中倉陸運株式会社

本社 (京都市下京区) 他 13営業所

中央倉庫ワークス株式会社

本社 (京都市下京区) 他 22事業所

株式会社テスパック

本社 (京都市伏見区) 他 3事業所

(注) 2023年4月1日付で、国際通関部を新設し、大阪支店大阪国際貨物営業所、東京支店東京国際貨物営業所を国際通関部管轄へ変更しております。また、京都支店保険課の管轄を総務部へ変更し、総務部保険課としております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国 内 物 流 事 業	546名〔184名〕	15名
国 際 貨 物 事 業	105名〔41名〕	36名
不 動 産 賃 貸 事 業	0名〔0名〕	0名
全 社 (共 通)	44名〔1名〕	4名
合 計	695名〔226名〕	55名

- (注) 1.従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.不動産賃貸事業につきましては、全社区分の従業員が兼務して管理しているため、不動産賃貸事業単独としての人員数は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
253名〔99名〕	5名	40歳2ヵ月	13年4ヵ月

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,358百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,254
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,165
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,133

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,064,897株（うち自己株式数81,530株）
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 20,986名
 (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社三菱UFJ銀行	860千株	4.53%
株式会社京都銀行	850	4.48
みずほ信託銀行株式会社	840	4.43
株式会社滋賀銀行	820	4.32
安田倉庫株式会社	800	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	797	4.20
日本生命保険相互会社	664	3.50
東京海上日動火災保険株式会社	551	2.90
戸田建設株式会社	545	2.87
京都中央信用金庫	515	2.71

- (注) 1. 持株数の千株未満は切捨てております。
 2. 持株比率は自己株式（81,530株）を控除して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	7,062株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
湯浅康平	取締役会長	中倉陸運(株) 代表取締役会長 中央倉庫ワークス(株) 代表取締役会長
木村正和	代表取締役（社長執行役員）	
谷奥秀実	代表取締役（専務執行役員企画管理本部長）	中央倉庫ワークス(株) 代表取締役社長
田口忠夫	取締役（常務執行役員営業統括本部長）	(株)テスパック 代表取締役社長
安達義二郎	取締役	
吉松裕子	取締役	弁護士
中村秀磨	監査役（常勤）	
岡一之	監査役	
藤本真人	監査役	公認会計士
人見浩司	監査役	京友商事(株) 代表取締役会長

- (注) 1. 取締役安達義二郎氏および吉松裕子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役藤本真人氏および人見浩司氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役安達義二郎氏および吉松裕子氏、監査役藤本真人氏および人見浩司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役藤本真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 5. 取締役西山忠彦氏は、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 6. 監査役吉松裕子氏は、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、同日、取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額までと限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。なお、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会において審議し、その結果を尊重し代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議・決議しております。その概要は、取締役の報酬等は当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の取締役がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬および非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）で構成されます。当社の取締役の固定報酬は月例報酬とし、役位により基準額を定め、能力・経験等により基準額の90%～110%の幅を設け、その範囲内で決定いたします。業績連動報酬は、役位により基準額を定め、指標とする事業年度毎の業績（営業収益・利益）、および中期経営計画業績目標（営業収益・利益）に対する達成度等に応じて、基準額の70%～130%の範囲で算出された額を賞与として毎年、事業年度末日後の一定の時期に支給いたします。当該指標を選択した理由は、当社の事業活動の結果を業績連動報酬に適切に反映できるものと考えためであります。また、固定報酬の額および業績連動報酬の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、報酬基準額における65%が固定報酬、35%が業績連動報酬とします。非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）は、当社の取締役の地位を退任する日までの一定の譲渡制限期間並びに当社による無償取得事由等のために服する当社株式を割り当てます。当事業年度における交付状況は、「2.(6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬等の額は、2017年6月29日開催の第137回定時株主総会（当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名）において取締役の報酬等の額を年額160百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含めないものとしております。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会（当時の取締役の

員数は6名、監査役の員数は4名)において株式報酬の額として年額16百万円以内、株式数の上限を年15千株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長執行役員の木村正和氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、決定方針に基づく各取締役の固定報酬(月例報酬)額と業績連動報酬(賞与)額および非金銭報酬等(当社譲渡制限付株式)の金銭報酬債権額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役が個々の取締役の能力・経験等を把握・理解しており、個々の取締役が意欲的に職責を果たしたことを、より適切に報酬等に反映できるものと考えためであります。当社は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て決議された決定方針において、固定報酬額、業績連動報酬額ともに基準額の何%の範囲内という制限を設け、代表取締役の権限を適切に限定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124,883 (6,900)	78,885 (6,900)	39,000 (-)	6,998 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20,700 (6,900)	20,700 (6,900)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計総額 (うち社外役員)	145,583 (13,800)	99,585 (13,800)	39,000 (-)	6,998 (-)	12 (6)

(注) 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名が含まれているためであります。

⑤当該業績連動報酬等の算定に用いる業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

	2021年度実績 (百万円)	2022年度実績 (百万円)	前期比(%)		中期経営計画の当該事業 年度の業績目標値比(%)
営業収益	23,931	25,869	108.1%	営業収益	100.6%
経常利益	2,080	2,434	117.0%	営業利益	95.9%

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 安達 義二郎

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席し、委員長として、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。
- エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

② 取締役 吉松 裕子

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査役に就任していた2022年6月23日までに開催された監査役会3回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。
- エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

③ 監査役 藤本 真人

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会5回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④ 監査役 人見 浩司

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

京友商事株式会社の代表取締役会長を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

2022年6月24日就任以降の当事業年度開催の取締役会12回中11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回中9回に出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を活かした発言を行っております。また、2022年6月24日就任以降の当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会4回中3回に出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 32百万円
 - ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 32百万円
 - ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
 - (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範、コンプライアンス規程を取締役は遵守し、使用人に徹底させる。
 - (b) コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化及び内部統制システムの機能向上を図るため、内部統制委員会を設置する。
 - (c) 公益通報取扱規程に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、使用人の規範意識を高め、適法かつ公正な事業運営を図る。
 - (d) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要に応じて是正を行う。
 - (e) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断し、またその活動を助長するような行為を行わない。
- ② 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行及び意思決定にかかる情報については、文書管理規程に基づき、書面または電磁的記録をもって作成するとともに、保存、破棄等の管理を行う。
- ③ 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理の強化に努める。
- ④ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
 - (a) 取締役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定を行う。また常務会は、原則週1回開催し、取締役会への付議事項及び常務会規則に基づく事項等の審議を行う。
 - (b) 取締役の職務分担を明確化するとともに、担当部署毎に業績目標を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
 - (a) 当社はグループ経営中長期ビジョンを策定し、それに基づく中期経営計画を策定・推進するとともに、リスク管理・コンプライアンスを含む内部統制体制の構築に努め、また、当社役員が子会社役員を兼務する体制を構築し、子会社経営会議等を通じモニタリングを行う。
 - (b) 子会社管理の責任担当者を定め、子会社経営管理規程等に基づき、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、事業の統括的な管理を行う。
 - (c) 子会社の経理及び人事業務に関与し、日常的に不正・誤謬の発生防止に努める。

- (d) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部統制委員会が審査する。
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」
必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、補助者として監査業務の補助を行うよう指揮命令できるものとする。
- ⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」
上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をする体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
- (a) 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。
- (b) 当社子会社の取締役、監査役、使用人から上記(a)に定める事項の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告する。
- (c) 当社及びその子会社は、上記(a)又は(b)に定める報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 「監査役職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑩ 「その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- (a) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 監査役と、代表取締役並びに会計監査人との意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス基本方針をグループ全体の基本方針として定めており、それに基づく規程としてコンプライアンス規則を制定しております。
また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業行動規範を定めるとともに、役職員はコンプライアンスカード（企業行動規範）を常時携帯しております。加え

て、各研修、会議において、内部監査室によるコンプライアンス研修を実施しております。

また、公益通報の窓口を内部監査室と常勤監査役とし、公益通報制度の実効性を高めております。

加えて、コンプライアンス等の内部統制推進強化を図るため内部統制委員会を四半期に1回開催し、適正性確保に努めております。

② 損失の危険の管理に関する体制

リスク事象報告制度を導入しており、本社、部支店（グループ会社を含む）でリスク事象が発生した場合には、内部監査室への報告を義務付けています。内部監査室ではその分析・重要性の評価を行い、内部統制違反等に対しては、適切に対応する体制を確立しております。また、CSA（Control Self Assessment:統制自己評価）作成要領を定めて、リスクの識別、評価を半期毎に行っております。

③ 効率的な職務執行を確保するための体制

定例取締役会を原則として毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、常務会を原則として毎週1回開催することにより、迅速・果敢な意思決定を行っております。

加えて、当社はコーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

また、中長期的な企業価値に資するため、2022年度から3年間を対象とする第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」を策定しております。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社経営管理規程に基づき子会社経営の管理を行っております。当社役職員が子会社役職員を兼務しており、また、役職員は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス基本方針および公益通報制度により、適切に通報する等の体制を構築しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従って監査を実施し、取締役会および常務会等の重要な会議に出席しております。また、会計監査人および内部監査室の事業所監査に立会いを行っております。

加えて、代表取締役、会計監査人、社外取締役および内部監査室と意見交換等の場を定期的で開催し、また、取締役の職務執行の状況を聴取、重要な決裁書類等を閲覧、当社事業の業務および財務の状況を調査し、取締役の職務執行等を監視しております。

(3) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）の概要

I. 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、『誠実』『進歩』『挑戦』の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、創立100周年を迎える2027年度に向けて、従業員それぞれが「自らが変化することの価値」を共有する企業として、様々な課題に取組み、以下のとおりグループ経営中長期ビジョンの実現を目指してまいります。

- ◇進化する物流ニーズを創造できる企業
- ◇多様な人材がその能力を最大限に発揮できる企業
- ◇高い業務品質によってお客様に信頼される企業
- ◇主体的にサステナビリティの推進に取組む企業
- ◇健全な財務バランスを有し積極経営のできる企業

このグループ経営中長期ビジョンの実現に向け、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」を以下のとおり策定しております。

(戦略基本方針)

- I 新分野へ積極的に挑戦し、グループとして成長を遂げる企業
- II 無形資産・人的資産への投資を通じ、イノベーションを育む企業
- III 多様な価値観を尊重し、皆が高いパフォーマンスを発揮できる企業
- IV デジタル技術の活用を図り、高い業務品質と生産効率を実現させる企業
- V サステナビリティの基本方針を組織に浸透させ、施策に真摯に取り組む企業
- VI 積極的な投資と強い財務体質をバランスさせ、健全経営を継続させる企業
- VII プライム市場の企業として期待される企業
- VIII 上記施策展開を可能とするガバナンスの充実

を目指し、これらの戦略基本方針にもとづき具体的取組みを推進してまいります。

第7次中期経営計画「Let's TRY！2024」では、前中期経営計画のキーワード「CHANGE！」の考えをさらに推し進め、自ら能動的に行動する「自身にTRY！」、挑戦する風土を創って、分かち合う「組織でTRY！」、社会に応える・つなげる「社会へTRY！」、この3つのTRY！に取り組むことで、確りとした施策展開をおこない、確実に収益拡大を図り、企業価値向上に努めてまいります。

② コーポレートガバナンスの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しており、当社ホームページに掲載しております(<https://www.chuosoko.co.jp/sustainability/governance/>)。コーポレートガバナンスの取組みとして、株主総会招集通知の早期発送やインターネット上における早期提供、議決権の電子投票制度の採用、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを使用する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取組むとともに持続可能性を巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、取締役会の構成として3分の1以上の独立社外取締役を選任する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。また、2020年4月1日より、経営の意思決定および監督機能と業務執行を明確に分離し、経営の機能性向上とガバナンス強化を図るため、執行役員制度を採用しております。加えて株主総会開催日における株主総会後の株主向け経営説明会やアナリスト向けミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。

Ⅲ. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は2021年6月25日開催の第141回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

ア. 本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、①当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20%以上となる買付等、ならびに②当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

イ. 本プランの手續概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。

ウ. 独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手續を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に

変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為
- ② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為
- ③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為
- ④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為
- ⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

工. 取締役会による決議

- ① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議
当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議
当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ. ①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議
当社取締役会は、独立委員会が上記ウ. ⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の

企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④ 対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤ 取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

オ. 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

カ. 対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

キ. 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予

約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとしします。

フ. 本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第141回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第141回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載する2021年5月13日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください（<https://www.chuosoko.co.jp/news/ir/>）。

IV. 特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレートガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続きがあること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

V. 特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも①買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること③株主意思を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

Ⅵ. 特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本プランは①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと②合理的客観的な発動要件を設定していること③第三者専門家の意見を取得すること④デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質を強化しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。

この方針のもと、配当につきましては当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（連結ベース）を下限の目処とした安定配当に加え、第7次中期経営計画「Let's TRY! 2024」の最終年度である2024年度では配当性向40%を上回ることを目指します。あわせて、業績目標を達成していくことにより増配を実現できるよう努力し、より一層株主様のご期待に応えてまいります。また、株主優待制度を引き続き行うこととし、株主共同利益の確保のため買収防衛策を継続いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,063,542	流動負債	7,882,916
現金及び預金	8,632,040	支払手形及び営業未払金	1,897,371
受取手形	325,746	短期借入金	3,070,000
営業未収入金	4,755,076	一年内返済予定の長期借入金	698,746
貯蔵品	35,421	リース債務	84,335
その他	316,312	未払法人税等	488,179
貸倒引当金	△1,054	賞与引当金	333,463
		役員賞与引当金	41,300
		その他	1,269,520
固定資産	42,088,611	固定負債	5,439,184
有形固定資産	31,950,121	社債	100,000
建物及び構築物	15,644,995	長期借入金	2,698,676
機械装置及び運搬具	663,498	リース債務	825,378
土地	12,463,472	繰延税金負債	1,190,957
リース資産	787,059	退職給付に係る負債	160,547
建設仮勘定	2,265,422	その他	463,624
その他	125,672	負債合計	13,322,100
無形固定資産	133,592	(純資産の部)	
のれん	51,918	株主資本	38,666,630
その他	81,673	資本金	2,734,294
投資その他の資産	10,004,898	資本剰余金	2,263,807
投資有価証券	9,451,951	利益剰余金	33,755,536
繰延税金資産	46,223	自己株式	△87,008
退職給付に係る資産	162,588	その他の包括利益累計額	3,900,113
その他	345,554	その他有価証券評価差額金	3,745,615
貸倒引当金	△1,419	為替換算調整勘定	13,601
		退職給付に係る調整累計額	140,896
		非支配株主持分	263,309
資産合計	56,152,154	純資産合計	42,830,053
		負債純資産合計	56,152,154

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		25,869,462
営 業 原 価		22,828,905
営 業 総 利 益		3,040,557
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		931,578
営 業 利 益		2,108,978
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	348,878	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	10,899	
そ の 他	45,950	405,728
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,841	
そ の 他	7,235	80,077
経 常 利 益		2,434,630
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	567	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	380,215	380,783
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	134,903	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	99,999	234,903
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,580,510
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	866,012	
法 人 税 等 調 整 額	△11,221	854,790
当 期 純 利 益		1,725,719
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		17,660
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,708,059

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,263,257	流動負債	7,602,543
現金及び預金	7,015,063	営業未払金	2,105,808
受取手形	303,158	短期借入金	3,070,000
営業未収入金	4,634,127	一年内返済予定の長期借入金	651,500
貯蔵品	16,061	リース債務	83,646
前払費用	76,770	未払金	391,636
その他	218,245	未払費用	110,983
貸倒引当金	△170	未払法人税等	431,345
		賞与引当金	205,000
固定資産	41,199,488	役員賞与引当金	39,000
有形固定資産	31,009,598	その他の	513,623
建物	15,101,650	固定負債	5,075,518
構築物	491,274	長期借入金	2,545,000
機械装置	175,425	リース債務	824,344
車両運搬具	130,524	繰延税金負債	1,109,244
工具、器具及び備品	125,618	退職給付引当金	133,305
土地	11,934,190	その他の	463,624
リース資産	785,492	負債合計	12,678,062
建設仮勘定	2,265,422	(純資産の部)	
無形固定資産	80,351	株主資本	37,075,818
ソフトウェア	54,935	資本金	2,734,294
ソフトウェア仮勘定	3,135	資本剰余金	2,263,807
電話加入権	22,281	資本準備金	2,263,807
投資その他の資産	10,109,538	利益剰余金	32,164,725
投資有価証券	9,182,434	利益準備金	442,207
関係会社株式	693,158	その他利益剰余金	31,722,517
関係会社出資金	28,251	圧縮記帳積立金	1,394,882
差入保証金	153,839	配当積立金	1,031,000
その他	53,273	別途積立金	21,410,000
貸倒引当金	△1,419	繰越利益剰余金	7,886,634
資産合計	53,462,745	自己株式	△87,008
		評価・換算差額等	3,708,864
		その他有価証券評価差額金	3,708,864
		純資産合計	40,784,683
		負債純資産合計	53,462,745

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
倉庫保管料	4,568,216	
倉庫荷役料	2,349,482	
物流施設賃貸収入	391,715	
運送収入	13,499,264	
梱包料	1,549,072	
通関料	3,185,317	
不動産賃貸収入	357,363	25,900,431
営 業 原 価		23,094,391
営 業 総 利 益		2,806,040
販売費及び一般管理費		825,720
営 業 利 益		1,980,320
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	350,866	
その他の	50,714	401,580
営 業 外 費 用		
支払利息	72,816	
その他の	4,629	77,446
経 常 利 益		2,304,455
特 別 利 益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	380,215	380,230
特 別 損 失		
固定資産除売却損	133,491	
投資有価証券評価損	99,999	233,491
税 引 前 当 期 純 利 益		2,451,193
法人税、住民税及び事業税	783,916	
法人税等調整額	△8,080	775,835
当 期 純 利 益		1,675,358

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 中央倉庫
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩淵 貴史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西原 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 中央倉庫
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵 貴史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2022年4月1日から2023年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 中央倉庫 監査役会

監査役(常勤) 中村 秀 磨 ㊟

監査役 岡 一 之 ㊟

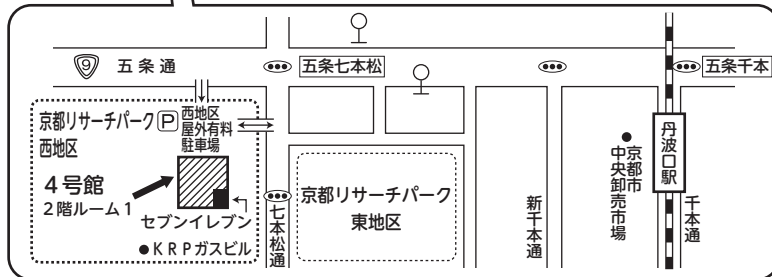
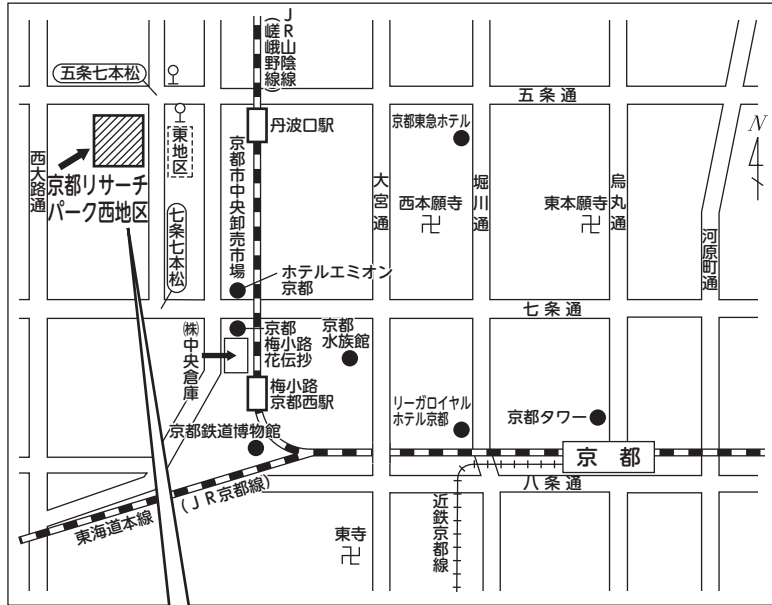
監査役 藤本 眞 人 ㊟

監査役 人見 浩 司 ㊟

(注) 監査役藤本眞人及び監査役人見浩司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺粟田町93
 京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1



- JR 京都駅より
 - (1) JR 山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車 西へ徒歩5分
 - (2) タクシーで約10分
 - (3) 市バス乗り場C5
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩5分
- JR 丹波口駅より 西へ徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。